

計画の目的・位置づけ・期間

(1) 計画の目的

本市においては、年間10人前後の方が自ら尊い命を絶つという状況が続いています。

市民の誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、効果的に自殺対策の施策を展開していくため、本市の自殺対策を推進する「第1次木津川市自殺対策計画」を策定します。

(2) 位置づけ

本計画は2016年に改正された「自殺対策基本法」に基づき、国の定める「自殺総合対策大綱」等の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

「京都府自殺対策推進計画」や本市の上位計画である「木津川市総合計画」、関係する他の計画である「木津川市地域福祉計画」「すこやか木津川21プラン」「木津川市子ども・子育て支援事業計画」等との整合性・連携を図りながら進めていきます。

(3) 期間

本計画の計画期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
国	新たな「自殺総合対策大綱」(おおむね5年)						
京都府	京都府自殺対策推進計画						
木津川市			第1次木津川市自殺対策計画				

推進体制

自殺対策は、市民・地域・関係機関・民間団体・企業・学校・行政等がそれぞれの役割を果たし、相互に連携・協働して取り組むことが必要です。

関係機関等で構成する「木津川市自殺対策地域連絡協議会」において、連携強化を図るとともに、自殺対策を総合的・効果的に推進できる体制を整えます。

また、庁内での自殺対策の推進体制を確立するため、庁内関係部局が横断的に計画の進行管理をするとともに、関連施策との有機的な連携を図り、計画に沿った事業・取り組みを着実に推進します。



Ⅲ 様々な自殺の原因・背景に対応した支援体制等の充実

自殺未遂者は、実際に自殺企図を行っているという点で最も自殺のリスクの高い者と考えられる必要があり、十分なケアが必要です。また、家族や恋人、親友など身近で大切な人を自死で亡くされた方は、その現実を受け止めていく過程で極度の悲しみや苦しみに直面せざるをえず、極めて深刻な心理的影響を受けるといわれています。自殺の更なる連鎖を防ぐため、遺された人への支援に関する対策を推進します。

(1) 関係機関との連携体制の整備

自殺の原因や動機となる健康問題、経済・生活問題、家庭問題、学校問題、職場問題など様々な悩みを抱える市民が、適切な相談機関につながり、問題や悩みの解決が図られるよう、関係機関の連携・ネットワークづくりを進めていきます。

取り組み

- 相談窓口と庁内の情報共有、連携体制強化
- 関係機関との連携強化

(2) 自殺未遂者及び自殺ハイリスク者への支援

「生きることの阻害要因」(自殺のリスク要因)を減らすとともに、「生きることの促進要因」(生きる喜びを感じられる要因)を増やすという観点から、自殺未遂者への支援を行います。

また、自殺ハイリスク者や生活困窮の状態や生活困窮に陥る可能性がある方に対して、相談窓口の周知を行うとともに、関係機関や窓口等との連携をより一層強化します。

取り組み

- 自殺未遂者等への支援に向けた医療機関との連携
- 自殺ハイリスク者への相談体制の充実

(3) 自死遺族等の支援

大切な人を亡くし、悲しみ・苦しみを抱えている自死遺族等が、適切な支援を受けることができるようにすることもあわせて重要であり、各種相談事業による必要かつ適切な情報の提供を進めます。

取り組み

- 自死遺族への各種支援情報の提供